

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使関係について 勤務労働条件に関しては、十分な労使交渉・協議をし、合意に基づき行うこと。</p>	<p>1. 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 労働条件の改善について (1) 現在勤務している調理員に関しては、人員不足が続いている中、正規職員とほぼ同等の業務を行っているので、職務内容に見合った処遇改善をすること。 (2) 勤務労働条件を正規職員と均等待遇とすること。 ① 子の看護休暇の対象年齢を正規職員と同様に小学6年生まで拡大すること。 ② 夏期休暇の日数を、正規職員と同様にすること。また取得期間については柔軟に対応すること。 ③ 現在付与されている病気休暇（無給）を有給にすること。 ④ 週 20 時間以上勤務している職員に、健康診断を職免で受診させること。</p>	<p>(1) 非常勤職員の賃金単価については、正規職員の給料表を基本とし、近隣市等の状況を踏まえ、決定している。 休暇等については、国に準拠することを基本としている。 (2) ① 現行どおりとする。 ② 最大6日間とする。 取得期間については7月から9月までとする。 ③ 特別休暇については、国に準拠することを基本としている。 ④ 現行どおりとする。</p>
<p>3. 賃金について 調理員の新規採用者の時給単価を引き上げること。</p>	<p>3. 現行どおりとする。</p>
<p>4. 人員配置について (1) 新年度をスタートさせるにあたり、市川市の配置基準を守り配置人数を確保し、欠員を生じさせないよう責任をもって配置すること。 (2) 新しく導入する保育士パートの働き方を明確にすること。</p>	<p>4. (1) 保育園の運営に支障が出ないように、引き続き配置できるよう努力する。 (2) 保育士パートの働き方を明確にしていく。</p>